

Ver1 平成 17 年 12 月 31 日
 Ver2 平成 18 年 1 月 16 日

耐震設計偽装にかかる行政対応について（私見未定稿）

東京大学生産技術研究所
 教授 野城智也

1 基本認識

耐震性を含む建築の安全性は、A諸法令に基づく建築に対する規制、及び B建築の生産にかかる当事者自らの努力の推進 の両輪によって担保される。国土交通行政において、Aは建築基準法を中心としており、Bは建築士法及び住宅品確法を含む種々の業行政施策から成り立っている。

今般明らかになったのは、まず、Bが著しく劣化したうえで、Aが防波堤になりなかつたことを意味しており、両輪それぞれに対する施策が有効に機能しなかつたという意味で国土交通行政、及び一国のガバナンスという点において、極めて深刻な事態であるといわねばならない。

さらに、西欧・北米諸国においては、上記A、Bに加えて、C保険に基づくによる安全性・信頼性の担保が成熟しているが、日本では若干の制度はあるものの、Cが火災保険や自動車保険のような広がりのあるシステムとしては定着していない。

まずは、Aの防波堤としての機能欠陥が問われるべきであるが、Aを改善しても担保されるのは、耐震性にかかる最低限の必要条件が満たされるだけであり、構造安全性のための必要十分条件を整えるには、B、Cを併せて整備すべきであるという認識をもつべきである。Bの劣化、Cの未成熟さという現状に対して、積極的・能動的な施策がとられなかつた不作為も問われなければならない。

但、B、Cについては単なる法令による規制強化というよりも、良貨が悪貨を駆逐する市場の整備など、今般の事件を引き起こすような事業者・職能の営業・開業を困難にする包括的な施策がとられなければならない。

2 現在までに明らかになった問題点（2006年度初頭時点）

細部において、実証・検討が必要であるが、2006年初頭までには以下の問題点が強く想像されるに至っている。

2-0 包括的問題点

- 1) 日本における制度は、上記のA、Bによる両論で担保するという制度枠組みが1950年代にかけて以降、技術が高度化・複雑化・個別化し、かつ常に技術革新がおきているという状況にもかかわらず、A、Bの機能の両輪の役割分担について、政策担当者、建築実務者、一般国民の間で具体的で明確な共通認識が形成されることなく、曖昧なままに放置されてきた。
- 2) 結果として、建築確認とは、決められた手順に基づいて提出図面をチェックする行為なのか（設計者の責任範囲相対的に大きい）、提出図面が指示する設計内容が建築基準法が求める要求条件を満たしていることを確認する行為なのか（設計者の責任範囲相対的に小さい）、政策担当者、建築実務者、一般国民の間で具体的で明確な共通認識が形成されることなく、曖昧なままに放置されてきた。
- 3) 耐震性、シックハウスなどにかかる種々の技術的問題が明らかになるたびに、建築基準法にこれらの問題を解決・緩和するための具体的な規定が盛り込まれ、それに必要な構造計算プログラムなどの技術的手段の公的認定が作られてきた。このことは、総じて言えば、これらの問題を解決・緩和することに大いに貢献してきた一方で、建築基準法の詳細化は、法令を守れば、安全など建物の重要性能が必要十分に担保され

るという誤解が一般国民のみならず、政策担当者、建築実務者の間に固定化していった。

- 4) 結果として両輪の一方を担うべき、建築設計者の責任が明確化されず、その役割が社会的にも認知されないことから職能として完全には成立せず、その責任を担うべき種々の仕組み（技術者の技術的能力の担保、倫理の担保、損害賠償責任の担保）が十分に成熟することなく今日に至ってしまった。

2-1 国土交通省の対応について

- 1) 確認業務の民間への開放が、政策実現手段ではなく（例えば
http://www.mlit.go.jp/kiseikaikaku/kiseikaikaku01/04132/04132_18.pdf,
http://www.mlit.go.jp/hakusyo/kensetu/h12_2/h12/html/C2522200.htmなど）、政策目的化し、以下の点が曖昧なままに、いわば理念・原則なきままに開放が実施されてしまった可能性がある。
- 委任範囲の権限・責任範囲
- 委任先における利益相反の回避方法
- 審査担当者の経験・資質の担保方法
- 民間審査機関の審査精度に関するパフォーマンス基準
- 2) また、民間開放にあたって2-0に掲げた総括的問題が明確にされることなく、その曖昧さを背負い込んだまま、制度がスタートしてしまったと想像される。
- 設計者の技術的能力を担保する仕組み
- 設計者の技術倫理能力を担保する仕組み
- 確認検査機関の技術的能力を担保する仕組み
- 確認検査機関の技術倫理能力を担保する仕組み
そのため、
- 開放の前提となるべき上記の仕組みが成熟しているかどうか
- もし成熟していない場合はどのように政策的誘導するのか
について、十分に検討されなかつたように想像される。
- 3) また、確認検査機関の市場における競争と、審査品質の競争を一致させるための方策など、市場競争のなかで民間の委任機関が審査精度を上げようとする行動規範を担保するためのインセンティブが十分には用意されていなかった。
- 4) 国土交通省の想定しないようなプレーヤーが参入していることが、民間開放前に政策担当者が想像しなかつただけでなく、制度運用後も十分に把握されなかつた可能性が高い。

2-2 指定民間検査確認機関の対応について

- 1) ヒアリング対象になった両社とも、確認プロセスに瑕疵がなければ免責されると認識している。いいかえれば、「確認審査方法を工夫することにより、申請図面の設計内容が、法に適合しているかどうかを確認する必要がある」という認識をしていない。当事者のこのような認識・理解は、国土交通省の政策意図と大きく乖離していると想像される。
- 2) 審査現場に高度の設計経験のある技術者が殆ど配属されていない。このことはピア・レビューの仕組みを導入する必要性を示唆する。但、ERI社にJASCA（構造技術者協会）会員が少なくとも3名いるという事実も重視されなければならない。
- 3) 指定民間確認検査機関の間で、審査精度に基づく競争が行われているという証拠は一切認められない
- 4) ヒアリング対象になった両社とも経営トップは、建築構造に関する初步的な知識をもたず、建築基準法で求められている適合性について十分に理解しているという確証は得られなかつた（要確認）。これでは、組織が技術的理念をもって、確認・審査にあた

ることは極めて困難であると想像される。また、指定民間確認検査機関が組織として技術的理念を共有するための有効な仕組みをもっているという証拠は一切示されなかった。

- 5) 確認審査料金の上限が一律に低額に定められていることが、1) ~ 4) のような状況を生んでいるとも想像される。

註: イーホームズについては、資料提出状況からみて、構造設計図書を十分に閲覧したこと、及び内容疑義を設計者と意思疎通したことに関するエビデンスが現時点では全く認められない(今後 要確認)。提出資料に記載された一人あたりの業務量からみて、構造設計図書を部分的にしか閲覧せず、かつまた、大半の物件について構造設計の疑問点を設計者に問い合わせをしていなかった可能性が極めて高い。ERI については、構造関係図書を閲覧し疑義を設計者に問い合わせた形跡がみられる。しかし、疑義のフォローアップが極めて不十分である。また梁断面に寸法、配筋が記入されていないことなどの不自然さを見逃している。

3 ではどうすればよいのか?

包括的にどうすべきかについては、建築学会などが準備中の声明案は参考になると思われる。国のガバナンスという点から考えれば次のような対策に直ちに着手する必要がある。

- 1) 誰が設計し、誰が施工し、誰が確認・検査したかなどの情報を不動産取引における重要事項説明などに盛り込むこと
- 2) 指定確認検査機関の努力を促すために以下のアクションが必要である
 - (ア) 建築確認では一体何を確認・検査するのか、国民的合意を明確に形成すること
 - (イ) 指定確認検査機関の責任範囲を明確化すること
 - (ウ) 指定確認検査機関が自らの審査精度・信頼性を説明するために用いるためにも�いパフォーマンス指標を定め、準備ができ次第、開示させること。
 - (エ) 構造設計審査などにおけるヒアリングなどをすみやかに試行し、そののぞまい方法を作り上げていくこと
 - (オ) 確認審査手数料に関する上限を撤廃すること
- 3) 建築設計者の努力を促すために以下のアクションが必要である
 - (ア) 設計者の業務経歴書が、必要に応じて開示される仕組みを設けること
 - (イ) 職能団体への加入の有無を不動産取引における重要事項説明に用いること
 - (ウ) 職能団体へ倫理綱領内容及びその徹底方法について開示させること